

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課

松山市社会福祉協議会

指 摘 事 項	措 置 状 況																
<p>【指摘1】</p> <p>補助金の返還不足について (地域福祉サービス事業)</p> <p>検出事項に記載のとおり(100頁参照)、補助事業等の総額の変更および財源配分もしくは内容の変更があった場合においては、補助金等変更交付申請書により承認を受けること(松山市補助金等交付規則第6条第1号)になっており、補助対象である事業推進費の決算額の変更に基づき補助金交付変更申請を行い補助金の返還を行うべきであった。</p> <p>社会福祉協議会においては、過年度に遡り、補助金の返還を行うことが必要である。また、松山市においては、予算と実績の差異分析を行うなど、補助金の返還の要否をチェックする手続きを策定し、補助金の適正交付に努めるべきである。</p> <p>なお、今回の指摘を受けて、松山市高齢福祉課では補助金返還の方向で関係各部と調整中であるとの報告を受けた。</p>	<p>時効が10年間となっていることから平成19年度から平成28年度までを確認し、平成30年2月1日に返還が必要となる平成22年度から平成28年度までの620,103円の返還を受けた。</p> <p>未返還金内訳</p> <table><tr><td>H22年度分</td><td>124,500円</td></tr><tr><td>H23年度分</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>H24年度分</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>H25年度分</td><td>122,000円</td></tr><tr><td>H26年度分</td><td>47,500円</td></tr><tr><td>H27年度分</td><td>56,000円</td></tr><tr><td>H28年度分</td><td>62,000円</td></tr><tr><td>H28年度未返還金に伴う加算金</td><td>6,603円</td></tr></table> <p>また、平成29年度は実績報告書と決算書の差異分析を行った結果、返還額は0であった。</p> <p>今後は、実績報告書と決算書にずれがないか確認し適正な処理を行う。</p>	H22年度分	124,500円	H23年度分	200,000円	H24年度分	1,500円	H25年度分	122,000円	H26年度分	47,500円	H27年度分	56,000円	H28年度分	62,000円	H28年度未返還金に伴う加算金	6,603円
H22年度分	124,500円																
H23年度分	200,000円																
H24年度分	1,500円																
H25年度分	122,000円																
H26年度分	47,500円																
H27年度分	56,000円																
H28年度分	62,000円																
H28年度未返還金に伴う加算金	6,603円																

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課

松山市社会福祉協議会

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【指摘2】</p> <p>期末日での消耗品の取得 (総合福祉センター管理運営事業)</p> <p>検出事項に記載のとおり(104頁参照)、予算のある事業で、期末日近くに大量の消耗品を購入し費消されないまま在庫として次年度に繰り越し、これらが次年度以降に支出した事業以外の事業で費消されれば簿外での事業間の資金流用が行われることと同じことになる。これは、会計の区分別の管理を要請する社会福社会計基準(第10条、第7条の2)に照らしても問題がある。</p> <p>また、事業遂行上必要な数量を超える消耗品を購入しており、松山市からの委託料の過大支出であると言わざるをえない。</p> <p>松山市社協においては、実質的な予算流用や恣意的な予算消化を排除するとともに、最小コストによる最大効果の発現の観点から、不用不急な支出は厳に慎むべきである。さらに、事業遂行上経常的に必要なものについては発注から納入までの期間を考慮した最低限必要な数量を正常保管数量として決めておいて、これを下回ると補充するといった一定のルールのもと購買活動を行うことが必要である。</p> <p>本件は、帳簿を検証するだけでなく、倉庫物品の視察、あるいはたな卸しの立会を実施していれば気付くことである。松山市においては、物品の現物実査を含め、実効性のある監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、今回の指摘を受けて、松山市社協では今後このような期末日近くでの消耗品の取得をしないよう、消耗品在庫台帳を作成し、台帳で在庫数量を確認の上購入することとしたなど、消耗品の管理体制を整備したとのことである。</p>	<p>松山市社会福祉協議会では、消耗品在庫台帳を作成し、台帳で在庫数量を確認の上、購入することとし、期末日での消耗品の取得をしないよう消耗品の管理体制を整備した。</p> <p>また、松山市では年4回、物品の現物実査を実施することとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課

松山市社会福祉協議会

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>【指摘3】</b></p> <p>実績報告資料間の数値の相違 (総合福祉センター管理運営事業)</p> <p>検出事項に記載のとおり(105頁参照)、毎四半期に松山市に実績報告資料として提出している「内訳表(管理経費等の収支状況)」中の「その他収入」の金額が、毎月15日までに松山市に提出している月別報告書の収入実績と相違していたが、このことに社会福祉協議会及び松山市ともに気が付いていなかった。</p> <p>年度途中における適時な実績管理のための報告であるので、松山市社協においては担当者以外の者によるダブルチェックを行い、実績報告が実効性のあるものにする必要がある。</p> <p>松山市においても報告内容のチェックを行い、実績報告が実効性のあるものにする必要がある。</p> <p>なお、今回の指摘を受けて、松山市社協でも松山市高齢福祉課内でもダブルチェックを実施するように改善済みとのことである。</p>	<p>今回の指摘を受けて、松山市社会福祉協議会及び松山市高齢福祉課とも担当者以外の者によるダブルチェックを実施している。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

松山市社会福祉協議会

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>【指摘4】</b></p> <p>[ 情報セキュリティに対する意識付けと管理体制の整備充実について ]</p> <p>松山市社協は極めて高いレベルで保護すべき個人情報を取り扱っている組織である。そのため、情報セキュリティ体制を高いレベルで構築・運用する必要があるが、検出事項に記載のとおり(115頁参照)、USB等の持出管理において運用上の不備があり、また、意識が高くない職員もいることが伺えた。松山市による研修などにより、個人情報保護の必要性を職員に意識づけるとともに、情報が外部に持ち出されることが絶対にならないよう、管理体制を整備充実しなければならない。</p> <p>なお、往査日以降、松山市社協では指摘事項についての改善を行うとともに、松山市の助言を受けつつ、さらなる情報管理体制の整備に取り組んでいるとの報告を受けた。</p>	<p>平成30年1月26日(金)に松山市社会福祉協議会の全職員を対象とした研修会を実施し、職員の意識改革を図った。また、今後も引き続き研修会を実施していく予定である。USB等については、USBが使用できるパソコンを課長以上に制限し、使用にあたっては、総務調整課長、担当課長のダブルチェックを徹底するとともに、台帳整備を行い適正な管理に努めている。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 障がい福祉課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>◆7 事業区分間での余剰金の繰入について（ひだまりクラブ事業、畑寺就労継続支援事業）（P. 149）</p> <p>平成 28 年度にはひだまりクラブ事業（松山市児童発達支援センター事業）における受託金収入の余剰額を親子通園・くれよん事業（障害福祉サービス事業）及び若草就労継続支援事業所事業（障害福祉サービス事業）への繰入を行っている。</p> <p>社会福祉法人会計において、収入支出差額を他事業に繰り入れる会計処理自体は認められており、社会福祉事業団でも繰入に特に制限は設けていないが、松山市児童発達支援センター条例施行規則 6 条 2 項によると委託料の余剰金は松山市に返納しなければならず、松山市児童発達支援センター事業以外の事業に繰り入れることは、厳密に言うとは条例施行規則違反である。</p> <p>また、畑寺就労継続支援事業（障害福祉サービス事業）から畑寺児童発達支援事業（障害福祉サービス事業）への繰入も行われている。</p> <p>繰入の会計処理は、繰入先の事業の委託料額が予算から乖離しないよう帳尻合わせをする目的で行われていると認められるが、事業実態を直視し、事業の収支改善に向けて予算実績管理を行っていく上で妨げになる。</p> <p>松山市と社会福祉事業団が行うべきことは、このような帳尻合わせではなく、事業が低迷した原因を検証し、事業収支の改善余地や継続可否を検討することである。</p>	<p>◆7 事業区分間での余剰金の繰入について（ひだまりクラブ事業、畑寺就労継続支援事業）（P. 149）</p> <p>平成 29 年度予算から各事業間の繰入・繰出が必要と見込まれた時点で、市と事業団で原因を検証し、当初の年度協定書の内容を変更することにした。</p> <p>平成 29 年度から余剰金の適切な返納処理を実施した。</p> <p>今後は繰入・繰出が必要となった事業について、事業内容、収支改善及び予算編成の精査を行う。</p>